# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年６月29日 |
| 【会社名】 | 株式会社エコス |
| 【英訳名】 | Eco's Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　平 邦雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都昭島市中神町1160番地１ |
| 【電話番号】 | ０４２（５４６）３７１１（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役財務経理部長 村山陽太郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都昭島市中神町1160番地１ |
| 【電話番号】 | ０４２（５４６）３７１１（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役財務経理部長 村山陽太郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

**1【提出理由】**

平成24年６月26日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」が、平成24年６月29日に決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

**2【報告内容】**

（注）訂正箇所には下線を付しております。

３．発行価格

（訂正前）平成24年６月29日において一般に公正妥当と認められる方法により算出した価額。

（訂正後）１株あたり50円

４．発行価額の総額

（訂正前） 未定

（訂正後） 306,000,000円

６．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

(2)新株予約権の行使に際して払い込むべき１株あたりの金額は、498円または平成24年６月29日において株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格（当日に取引がない場合、それに先立つ直近日の最終価格とする。）のいずれか高い金額とする。

（以下省略）

（訂正後）

(2)新株予約権の行使に際して払い込むべき１株あたりの金額は、510円とする。

（以下省略）

９．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（訂正前）

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い、算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（訂正後）

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、１株あたり255円とする。

以 上